

令和7年 富士見町 告示

第 177 号

富士見町農業振興事業補助金交付要綱の一部を
改正する要綱をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町農業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(富士見町農業振興事業補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 富士見町農業振興事業補助金交付要綱（平成 6 年富士見町告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表収入保険加入促進事業の項の次に次のように加える。

八ヶ岳西麓農産物産地化推進事業	町内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者で町長が認める者	セルリーに施用するセルリ一疫病に対して登録のある薬剤の購入に要する経費	対象事業経費の 20% 以内とし、上限 20 万円とする。
-----------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------

第 2 条 富士見町農業振興事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第 2 条の表八ヶ岳西麓農産物産地化推進事業の項を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。